

社会福祉法人 友愛の里 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 友愛の里（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事をいう。）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第2条 役員等が理事会及び評議員会に出席したときは、別表（1）により報酬及び交通費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第3条の報酬及び交通費は、これを支払わないものとする。

2 交通費については、交通経路が片道2km以上に亘るときに限り、別表（2）により支払うことができる。ただし、公共交通機関を利用したときはこの限りでない。

(役員等の勤務報酬等)

第3条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務に当たったときは、別表（3）により報酬及び交通費を支払うことができる。

2 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて、法人及び施設の運営のための業務に当たったときは、別表（3）により報酬及び交通費を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会い及び運営状況の指導又は、監査業務に当たったときは、別表（3）により報酬及び交通費を支払うことができる。

4 前各項の交通費については、前条第2項の規定を適用する。

(出張旅費)

第4条 役員等が、法人業務のために出張するときは、別に定める旅費規程に基づき支給する。

(兼務役員等)

第5条 施設の職員を兼務する役員等は、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬は、第2条及び第3条に規定する当該会議又はそれ以外の業務に出席したときに都度、支給する。

2 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額を差し引いて支給する。

(端数の処理)

第7条 この規定に基づく金額の計算過程において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(評議員選任・解任委員の報酬等)

第8条 評議員選任・解任委員会運営細則第7条に規定する委員の報酬等については、第2条の役員に対する報酬等の規定を準用する。

(公表)

第9条 法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則 (平成29年4月1日制定)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表（１） 第２条関係

（理事会及び評議員会の出席報酬等）

名 称	報 酬 の 額	交 通 費
理事会出席報酬等	日額 10,000円（控除後）	別表（２）による
評議員会出席報酬等	日額 10,000円（控除後）	別表（２）による

別表（２） 第２条及び第３条関係

（交通費）

種 別	交 通 費
公共交通機関を利用する場合	実 費 相 当
自家用普通自動車（四輪）を利用する場合	距離1kmにつき 50円
自家用軽自動車（四輪）を利用する場合	距離1kmにつき 30円
自動二輪、原付等を利用する場合	距離1kmにつき 20円

別表（３） 第３条関係

（役員等の勤務報酬等）

名 称	報 酬 の 額	交 通 費
理事長業務報酬等	日額 10,000円（控除後）	別表（２）による
理事業務報酬等	日額 10,000円（控除後）	別表（２）による
監事監査指導報酬等	日額 10,000円（控除後）	別表（２）による